

平成27年度「親子の心のふれあい推進プロジェクト」公募要領

1 趣旨

現在、子どもたちに関わる喫緊の課題であるいじめの問題への対策が急務とされています。いじめを未然に防ぐためには、子どもの自尊感情を高め、善悪の判断や他人を思いやる心を身につけさせるなど、各家庭での子どもたちへの働きかけが大切です。また、子どもたちが命の大切さや他者とのより良い関係づくりを学んでいくために、子どもたちに様々な体験活動や人々との交流の機会を提供していくことが求められます。

本事業では、心豊かで健やかな子どもたちを育むため、各家庭での家庭教育と親子の体験活動の充実を図る活動を各地域において展開していただく団体を募集します。

2 委託する事業内容

(1) 事業企画会議の開催

事業を企画・立案、関係団体等との連携・協力の推進、事業の成果等を協議する会議を実施する。

(2) 心豊かで健やかな子どもたちを育む活動の実施

いじめをしない、傍観しない子どもたちを育むため、子どもの自尊感情や対人関係能力、規範意識等を各家庭で継続的に育成できるような働きかけとなる事業を展開する。

① 保護者を対象とした普及啓発・講演会

- ・親子のコミュニケーションをテーマにした保護者学習会の実施
- ・いじめ防止における家庭や地域の役割を示した啓発資料の作成・配布
- ・いじめの問題を考える地域集会の実施 等

② 親子を対象とした体験・交流活動

- ・子どもの豊かな情操を養う読み聞かせ体験
- ・子どもに生活体験の機会を提供する親子キャンプの実施
- ・命の尊さを学ぶ野外レクリエーション
- ・他者とのつながりを学ぶボランティア活動 等

3 委託費等

1件あたりの委託費の上限を30万円とし、本事業費総額の範囲内で委託件数を決定します。

4 事業実施期間

委託契約を取り交わした日から同年度の3月10日まで。

5 応募できる団体

県内の社会教育関係、青少年健全育成に関わる団体で、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること。
- (2) 定款又は会則等に照らして、事業を実施することができるものであること。
- (3) 事業計画の遂行に必要な組織、人員及びノウハウを有していること。
- (4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (6) 当事業については、地方自治法、地方財政法及び栃木県財務規則による制約が課せられ、一定の様式が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。

6 募集事業の条件

次に該当する事業は対象外となります。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 国、又は地方公共団体の補助制度、財団等の助成制度が設けられている事業で、それらの事業と明確な区分ができないもの

7 応募方法

応募にあたっては、以下の書類を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 事業実施計画申請書（様式1）
- ② 申請団体の概要（様式2）
- ③ 役員名簿（様式3）
- ④ 目的等についての確認書（様式4）
- ⑤ 事業実施計画書（様式5）
- ⑥ 事業経費計画書（様式6）
- ⑦ 定款、会則等

※ 書類を作成する際は、別紙「申請書作成上の注意」を参照ください。

(2) 提出場所

栃木県庁 南庁舎2号館5階

栃木県教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送願います。ただし、郵送の場合は、必ず提出期限日までに届くように投函してください。

(4) 提出期限

平成27年5月11日（月）

(5) その他

提出された書類等については返却いたしませんので、送付前にコピーをとっておいてください。

8 選考方法等

選考は、「親子の心のふれあい推進プロジェクト」選考委員会が行い、その審査にあたっては以下の方法で行います。

(1) 書類審査

提出された書類をもとに、事業内容の評価を行います。

(2) 応募団体によるプレゼンテーション

企画事業の内容・目的、その効果等について、応募団体にプレゼンテーションを実施いただきます。

【日 時】平成27年5月19日（火）

【会 場】栃木県庁本館9階会議室2

※ 開催時間は、応募件数が確定後、応募団体に通知します。

(3) 選考基準

選考は、以下の項目について5段階での採点を行い、点数が高い事業から委託となります。応募にあたっては、以下の項目を考慮してください。

① 事業の目的

ア) 事業の目的が明確であり、趣旨に沿っている。

イ) 県の委託事業として実施する公益性と県民への効果を備えている。

② 申請事業の内容

ア) 内容や実施方法が具体的に考えられ、実現性の高いものとなっている。

イ) いじめ防止につながる内容の創意工夫が見られる。

ウ) 参加者や運営担当者など、多くの人々を事業に巻き込む工夫が見られる。

エ) 事業の実施にあたり、実施体制、事業計画、収支計画が適切である。

オ) 事業経費について、事業内容に鑑みて、妥当な経費が示されている。

③ 申請事業の成果及び利点

ア) いじめ防止につながる具体的な効果が望める。

イ) 事業成果がいじめ防止の取組のモデルとなることが期待できる。

ウ) 事業の効果を県内全域や市町全域に広げる工夫がされている。

9 事業の決定及び実施

(1) 応募団体には、選考の結果を平成27年5月25日（月）までに通知します。

(2) 選定の結果、契約予定団体と事業実施計画書を基に契約条件の調整を行います。

契約予定団体は選考委員会における意見を踏まえた上で、正式な事業実施計画書を提出願います。

(3) 事業の成果物は、原則として、栃木県に帰属させるものします。

(4) 事業実施後は、事業実績報告書（様式8～10）を作成し、提出してください。

10 その他

次の場合は失格となるのでご注意ください。

(1) 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合。

(2) 申請書類や企画の内容に虚偽があることが判明した場合。

(3) 手続上、不備があった場合。

なお、応募の際に要する経費等については、参加者負担とし、栃木県ではこれらに係る経費については支給できませんのでご了承ください。

11 スケジュール

- (1) 公募締切：平成27年5月11日（月）
- (2) 書類審査：平成27年5月中旬
- (3) プレゼンテーション審査：平成27年5月19日（火）
- (4) 選定：平成27年5月下旬
- (5) 正式な事業実施計画書の提出：平成27年6月上旬
- (6) 契約締結：平成27年6月中旬
- (7) 契約期間：契約締結日から平成28年3月10日まで

12 問い合わせ先

栃木県教育委員会事務局 生涯学習課 ふれあい学習担当（家庭教育支援チーム）

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁 南庁舎2号館5階

電話：028-623-3404 FAX：028-623-3406

E-mail: syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp

※なお、採否に関するお問い合わせには応じられません。